

八幡東西区ケアマネジャー連絡協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、八幡東西区ケアマネジャー連絡協議会とする。(以下「本会」という。)

(事務局)

第2条 本会の事務局は八幡医師会介護保険総合センターに置く。

(会員)

第3条 本会の会員は次の2種類とする。

1. 正会員

八幡東西区内に拠点を置く居宅介護支援事業所。

2. 賛助会員

本会の目的に賛同し、本会の運営を援助するために入会した団体。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は情報交換や共通課題の検討等を通して相互の協力体制の確立と介護支援技術の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的達成のために、次の事業を行なう。

(1) 介護支援事業所間の親睦及び協力体制の確立に関すること。

(2) 介護支援事業所相互の情報交換及び共有に関すること。

(3) ケアマネジメントの手法に関する質の向上に関すること。

(4) 八幡東西区におけるネットワークづくりと地域貢献に関すること。

(5) その他、連絡協議会の目的達成に必要と認められる事項。

第3章 企画委員

(企画委員)

第6条 本会の企画委員は、会員事業所の管理者又は管理者の推薦を受けた者によって構成する。

第4章 会議

(会議の種類)

第7条 会議は、原則年1回の開催とする。ただし、企画委員会が認めた場合は必要に応じ会議を開催する。

(会議の決定)

第8条 会議の決定は、各会議の出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、一時保留し、各代表者の意見を再度聴き決する。

第9条 会議の内容については、全会員に報告し同意を得る事を原則とする。

第5章 雑則

第10条 当会則に規定されていない事項については、本会の趣旨に沿い会員間で協議した上で決定する。

付則

この会則は、令和6年1月1日から施行する。